基本的対処方針が変更されたことを踏まえ、テレワークの活用や休暇取得の促進等をお願いするものです。

事 務 連 絡 令和4年7月15日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について

各府省庁におかれては、出勤者数の削減に向けた取組の推進に御協力いただいており、 感謝申し上げます。

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、現下の感染拡大への対応として、「BA. 5系統への置き換わりを見据えた感染拡大への対応」がとりまとめられるとともに、昨日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言等も踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日)が変更されました。

現在、多くの地域で急速に感染が拡大する中、今後BA.5系統への置き換わりが進むことにより、新規感染者数の急速な増加が続くことが懸念されます。

各府省庁におかれましては、令和4年2月10日付事務連絡「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」(別紙)において各都道府県に対して周知していることを踏まえ、下記について所管団体やその構成企業等及び独立行政法人等への周知・働きかけをお願いします。

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室(総括班)

担当者:武内、佐藤 TEL:03-6257-1309

> MAIL: ryo. takeuchi. w5c@cas. go. jp shun. sato. m7e@cas. go. jp

1 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県においては、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 在宅勤務 (テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組 を推進すること。
- 2 オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

現在感染が拡大しているオミクロン株については、令和4年2月4日のコロナ分科会提言を踏まえ、政府、地方公共団体及び事業者等は、現行の対策に加え、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を強化するものとする。

(略)

5) 事業者

・ 緊急事態宣言の発出を待つことなく、業務継続の観点からも、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定する。

令和4年2月4日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえ、基本的対処方 針が変更されたことから、関係する経済団体及び企業等に対し働きかけをお願いするも のです。

> 事 務 連 絡 令和4年2月10日

各都道府県新型コロナウイルス感染症対策御担当 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について

各都道府県におかれては、出勤者数の削減に向けた取組の推進に御協力いただいており、感謝申し上げます。

本日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日)(以下「基本的対処方針」という。)が変更され、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を3月6日まで延長するとともに、2月12日から3月6日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に高知県が追加されました。

また、今回の基本的対処方針の変更では、オミクロン株による感染拡大が続く中、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じるため、令和4年2月4日の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言を踏まえた措置が記載されたところです。

その中で、出勤者数の削減に関しては、事業者は、緊急事態宣言の発出を待つことなく、事業継続の観点からも、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定することとされました。

このことを踏まえた、基本的対処方針における出勤者数の削減に係る関係記載は、下記のとおりです。

つきましては、各都道府県におかれましては、関係する経済団体及び企業等に対し、以下について働きかけをお願いします。

- ① まん延防止等重点措置区域である場合、下記2に関する働きかけ
- ② 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県である場合、下記3に関する働きかけ
- ③ その上で、各地域の感染状況を踏まえ、下記1に関する働きかけ

1 オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策

現在感染が拡大しているオミクロン株については、令和4年2月4日のコロナ分科会提言を踏まえ、政府、地方公共団体及び事業者等は、現行の対策に加え、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を強化するものとする。

(略)

5) 事業者

- 緊急事態宣言の発出を待つことなく、業務継続の観点からも、在宅勤務(テレワーク)の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定する。
- 2 まん延防止等重点措置区域である都道府県における取組

まん延防止等重点措置区域である都道府県においては、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進すること。
- 3 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県

緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域以外の都道府県においては、事業者に対して、(略)以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

・ 在宅勤務 (テレワーク)、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組 を推進すること。

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室(総括班)

担当者: 阪本、岩熊 TEL: 03-6257-1309

MAIL: g. sinngatainnfuru. taisaku001@cas. go. jp

本日、基本的対処方針が一部変更されたこと等を踏まえ、感染防止策として「効果的な換気のポイント」を追加する等の一部見直しを行いましたので、改定版の事務連絡を通知します。

事務連絡

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、 施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年7月15日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)が一部変更されたこと等を踏まえ、都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催等における必要な感染防止策は別紙2、感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフローは別紙3、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策については別紙4、効果的な換気のポイントについては別紙5のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を 見直す場合があることにも留意されたい。

記

- 1. イベントの開催制限
- (1)特定都道府県
 - ア. イベントの開催制限の目安等
- (ア)基本的対処方針三(5)1)等に基づき、イベント開催の目安 を以下のとおりとする。特定都道府県は、以下を目安とする規模要 件等を設定し、それに基づいたイベント(開催される施設等の種類を 問わない。以下同様とする。)の開催をイベント主催者等に対して、

法第24条第9項に基づき要請すること。

- ①感染防止安全計画(以下、「安全計画」という。安全計画の概要等については、「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その6)」(令和4年7月15日事務連絡)を参照されたい。)を策定し、都道府県による確認を受けた場合
- 人数上限10,000人かつ収容率の上限を100%とする。
- さらに、別途定める対象者に対する全員検査(以下「対象者全員検査」という。対象者全員検査については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和4年1月7日変更)における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」(令和4年1月7日事務連絡)等を参照されたい。)を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。
- なお、対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、 定められた人数上限(緊急事態措置区域においては10,000人) を超える範囲の入場者とする。

②それ以外の場合

- ◆ 人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%(大声あり。大声ありの定義等については1.(4)ウ.を参照されたい。)又は100%(大声なし)とする。
- なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を 記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表 する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了 日より1年間保管すること。
- ①及び②のいずれの場合についても、特定都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、イベント主催者等に周知すること。

イ、営業時間短縮等の要請

原則、要請を行うことを求めないが、地域の感染状況等を踏まえ、 都道府県知事の判断により、開催時間を制限する要請を行うことも可 能とする。

ウ. チケット販売の取扱い等

- (ア)緊急事態措置の公示が行われた日から最大3日間の周知期間終了後までにチケット販売が開始された場合(優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの)には、周知期間終了までに販売されたものに限り、上記ア.及びイ.は適用せず、販売したチケットを自らキャンセルする必要はないものとイベント主催者等に周知すること。
- (イ)上記周知期間後に販売開始されるものは、上記ア. 及びイ. を満た すこと。
- エ. 公示された緊急事態措置を実施すべき期間終了後に開催予定イベントの取扱い等

公示された緊急事態措置を実施すべき期間終了後に開催予定のイベントのチケットを販売する場合は、措置期間の延長が行われる可能性があることを踏まえて、慎重を期すこと。

- (2) 重点措置区域である都道府県
 - ア. イベントの開催制限の目安等
- (ア)基本的対処方針三(5)2)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。都道府県は、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。
- ①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合
- 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
- ②それ以外の場合
- ◆ 人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は 100%(大声なし)とする。
- なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を 記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表 する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了 日より1年間保管すること。
- ①及び②のいずれの場合についても、都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先

等を把握しておくことや、COCOA 等の活用等について、イベント主催者等に周知すること。また、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うものとする。

(3) その他の都道府県

- ア. イベントの開催制限の目安等
- (ア)基本的対処方針三(5)3)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。都道府県は、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。
- ①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合
- 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

②それ以外の場合

- 人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ 収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)とす る。
- なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。
- ①及び②のいずれの場合についても、都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、COCOA等の活用等について、イベント主催者等に周知すること。また、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底等を行うものとする。

(4) 留意事項

- ア. 感染拡大防止に必要な取組の継続等
- 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と 人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- 飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、引き続き、飲食専用エリア以外(例:観客席等)においては自粛を求めることとする。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- 都道府県においては、これまでの事務連絡も参照しつつ、別紙2に示すイベント開催等に必要な感染防止策等を実施するよう、事業者等への周知徹底を引き続き行うこと。
 - イ. 法第24条第9項に基づく要請等を行う場合の留意事項について

要請等については、個々の事業者や施設管理者等を対象として行うことは差し支えないが、当該要請等は行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第1項第6号の行政指導に該当すると考えられることから、同法及び各都道府県の行政手続条例に則り、当該要請の趣旨及び内容並びに責任者を相手方に明確に示す必要があることに留意し、徹底すること。

また、個々の事業者や施設管理者等に対して要請等を行う判断の考え方や基準について合理的説明が可能であり、公正性の観点からも説明ができるものになっているかといった観点からも検討を行うこと。

ウ. 収容率の目安判断に当たっての留意事項等について

収容率の目安判断に当たり、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例>

- > 観客間の大声・長時間の会話
- ▶ スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱 ※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。
- エ. 問題が確認されたイベント主催者等への対応等について 問題が確認されたイベント主催者等への対応については、これまで

も令和3年9月28日事務連絡1.(3)⑥等において周知しているところであるが、各都道府県及び関係府省庁は、引き続き、次の対応を行うこと。

(ア)都道府県

都道府県は、感染防止策の不徹底など問題が確認されたイベント主催者等に対して、必要に応じて、法第24条第9項等に基づき、速やかな結果報告資料の提出や、実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間、今後開催予定のイベントに関して収容率上限100%の適用を行わないこと等を当該イベント主催者等に対して個別に要請を行うこと。

(イ)関係府省庁

関係府省庁は、専門家、業界団体と連携し、業界の感染防止策実施状況について確認し、問題発生事例を踏まえ、イベント開催時に必要な感染防止策の見直しや業種別ガイドラインの改訂等の適切なフォローアップを行うこと。

- ※各都道府県及び関係府省庁は、感染防止策の不徹底など問題が確認されたと判断したイベント主催者等については、相互に情報共有すること。
- ※当該イベント主催者等の情報については、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室(以下「コロナ室」という。)を通じて定期的に各都道府県及び関係府省庁間で共有する。コロナ室への情報共有に当たっては、当該情報が各都道府県及び関係府省庁にも共有されることに留意し、各都道府県や関係各府省庁はイベント主催者等に対し事前の説明を行うこと。

オ、各種イベント・行事の開催判断に当たっての留意事項等

関係各府省庁及び各都道府県においては、各種イベント・行事の開催判断に当たって、イベント開催時に必要な感染防止対策の徹底や開催制限の目安を踏まえた開催規模・時期の検討等に加え、例えば、部活動等における成果を発揮する場として全国大会等の開催は重要であること等、個々の行事が有する事情に鑑み、開催のあり方を個別具体に検討する必要がある。各種イベント・行事の開催判断に際して、各部局間の調整等を適切に実施し、感染防止策の徹底を図るとともに、各行事・イベントの趣旨を踏まえつつ、開催のあり方を適切に判断すること。

カ. その他留意事項等について

● 上記の人数上限や収容率要件の解釈については、令和3年2月26 日事務連絡1.(1)②のとおり取り扱うこと。 ● 「イベント」については、都道府県知事の判断により、特定都道府 県や重点措置区域である都道府県全域において、遊園地やテーマパ ーク等を含めることができること。

2. 施設の使用制限等

(1) 特定都道府県

特定都道府県は、法施行令第11条第1項に規定する施設を対象に、 以下の要請又は働きかけを実施すること。

なお、特定都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカーの事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

- ア. 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等(第45条第2項等) (ア)飲食店(第14号)
- 特定都道府県は、基本的対処方針三(5) 1)等に基づき、法第4 5条第2項等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等 (利用者による酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む。酒類 及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。) を取り止める場合を除く。)に対して休業要請を行うとともに、上 記以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対して、営業時間 の短縮(20時までとする。)の要請を行うこと。ただし、都道府県 知事の判断により、第三者認証制度の適用店舗(以下「認証店」と いう。)において21時までの営業(酒類提供も可能)もできること とするほか、認証店において、対象者全員検査を実施した場合には、 収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備を提供できることと する。
- その際、休業等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つため、要請に応じない場合には、速やかに、命令等の手続きを開始し、命令を行った店舗名については公表を積極的に行うこと。公表する際には、「特措法に基づく命令違反に係る過料決定店舗公表の留意事項等について(周知)」(令和3年7月8日事務連絡)のとおり取り扱うこと。また、命令等を行い公表する店舗については、その旨をコロナ室に報告すること。
- 特定都道府県は、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする。
- 以上の要請に当たっては、特定都道府県は、関係機関とも連携し、

休業要請、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について(改定その5)」(令和4年1月25日事務連絡)等も踏まえて、特定都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。

- (イ)遊興施設(第11号)のうち、飲食業の許可を受けている飲食店 及び飲食を主として業としていない店舗(カラオケ店等)
- 特定都道府県は、基本的対処方針三(5)1)等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主として業としていない店舗(カラオケ店等)に対し、前記2.(1)ア.(ア)と同様の要請を行うこと。ただし、飲食を主として業としていない店舗(カラオケ店等)におけるカラオケ設備の提供については、認証店であることを要件としないが、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。

(ウ) 結婚式場等

- 特定都道府県は、基本的対処方針三(5)1)等に基づき、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食業の許可を受けている結婚式場等に対し、前記2.(1)ア.(ア)と同様の要請を行うこと。
- なお、披露宴等をホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る) で行う場合も同様の条件を求めるものとする。
 - イ. 集客施設への要請等(法第45条第2項等)
- (ア)特定都道府県は、基本的対処方針三(5) 1)等に基づき、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、人数管理、人数制限、誘導等の「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、法施行令第12条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。また、上記の要請に際しては、以下のような例示を参考に、人が密集すること等を防ぐため、「入場者の整理等」を行うよう事業者に要請するとともに、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけること。その際には、人数管理・人数制限等について、例えば以下のような方法があることに留意すること。

なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の

措置の双方を含むものである。

● 施設全体での措置

- ✓ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
- ✓ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う

● 売場別の措置

- ✓ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別 販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録 等により人数管理を行う
- ✓ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
- ✓ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する
- (イ) 関係各府省庁においては、関係団体への周知等、上記施設における 要請の遵守徹底、感染防止対策の徹底等に必要な措置を講じること。

(2) 重点措置区域である都道府県

基本的対処方針三(5)2)等に基づき、都道府県知事の判断により、以下の要請又は働きかけを行うこと。まん延防止等重点措置に係る要請の対象については、令和3年2月12日事務連絡「「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」の公布について(新型インフルエンザ等対策特別措置法関係)」第1.6(1)等を参照されたい。

なお、各都道府県が各種要請を行う場合にはエッセンシャルワーカー の事業環境を踏まえた配慮を行うなど、適正な法運用を図ること。

ア. 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等(法第31条の6第1項 等)

基本的対処方針三(5)2)等に基づき、各知事が定める期間及び区域において、以下のとおり取り扱うこと。

(ア)飲食店

● 都道府県は、措置区域において、法第31条の6第1項等に基づき、 認証店以外の飲食店(宅配・テイクアウトを除く。)に対する営業時間 の短縮(20時までとする。)の要請を行うとともに、酒類の提供を行 わないよう要請するものとする。また、認証店に対しては、営業時間 の短縮(21時までとすることを基本とする。)の要請を行うことと する。この場合において、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、酒類の提供を行わないよう要請することも可能とする。 (また、都道府県知事の判断によっては、営業時間の短縮の要請を行わないことも可能とする。)

- その際、営業時間の短縮等の要請に応じている施設と応じていない施設との公平性を保つため、要請に応じない場合には、速やかに、命令等の手続きを開始し、命令を行った店舗名については公表を積極的に行うこと。公表する際には、「特措法に基づく命令違反に係る過料決定店舗公表の留意事項等について(周知)」(令和3年7月8日事務連絡)のとおり取り扱うこと。また、命令等を行い公表する店舗については、その旨を当室に報告すること。
- 都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする(都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。)。
- 以上の要請に当たっては、都道府県は、関係機関とも連携し、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための対策・体制の更なる強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して見回り・実地の働きかけを行うとともに、当該取組について適切に情報発信を行うものとする。「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について(改定その5)」(令和4年1月25日事務連絡)等も踏まえて、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡大に努めること。
 - (イ) 遊興施設のうち、飲食業の許可を受けている飲食店及び飲食を主 として業としていない店舗(カラオケ店等)

前記2.(2)ア.(ア)と同様の要請を行うこと。

(ウ) 結婚式場等

- 基本的対処方針三(5)2)等に基づき、飲食業の許可を受けている 結婚式場等に対し、前記2.(2)ア.(ア)と同様の要請を行うこと。
- なお、披露宴等をホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る)で 行う場合も同様の条件を求めるものとする。
- イ. ア. 以外の施設(法第31条の6第1項等)
- 都道府県は、基本的対処方針三(5)2)等に基づき、地域の感染状 況等に応じて、都道府県知事の判断により、措置区域において、法第

31条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、法施行令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。

- 要請に際しては、法第31条の6第1項に基づく要請は、業態に属する事業を行う者に対し行うものであることに留意すること。
- なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう 整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の 措置の双方を含むものであることに留意すること。

(3) その他の都道府県

- ア. 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等(法第24条第9項)
- 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、法第24条第9項に基づき、飲食店に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。この場合において認証店以外の店舗については20時までとし、認証店については要請を行わないことを基本とする。
- 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、法第24条第9項に基づき、飲食店等及び飲食店等の利用者に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう要請するものとし、認証店における対象者全員検査を実施した会食については、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食も可能とする(都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。)。
- 上記の要請に当たっては、都道府県は、営業時間の短縮や第三者認証制度等の遵守を徹底するための見回り・実地の働きかけを進めるものとする。
- 「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の 導入について(改定その5)」(令和4年1月25日事務連絡)等も踏 まえて、都道府県は、実効性ある第三者認証制度の普及と認証店の拡 大に努めること。

3. 外出•移動

(1) 特定都道府県

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、混雑した場所や感染

リスクが高い場所への外出・移動の自粛について協力の要請を行うこと。特に、感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えることについて、住民に徹底すること。また、不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は、極力控えるように促すこと。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする。

特定都道府県は、法第45条第1項に基づき、路上・公園等における 集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して、必要な注意喚起 や自粛の要請等を行うとともに、実地の呼びかけ等を強化するものと する。

(2) 重点措置区域である都道府県

都道府県は、措置区域において、法第31条の6第2項に基づき、営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行うこと。

都道府県は、措置区域において、法第24条第9項に基づき、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛及び感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること等について、住民に対して協力の要請を行うこと。

都道府県間の移動については、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すこと。また、都道府県知事の判断により、不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、極力控えるように促すことができることとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする(都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。)。

(3) その他の都道府県

都道府県は、帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」 回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう促すこと。また、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域及び重点措置区域への不要不急の移動は、極力控えるように促すことができることとする。この場合において、対象者全員検査を受けた者は、その対象としないことを基本とする(都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用し、上記の取扱いを行うことを可能とする。)。

都道府県は、業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促

すこと。

都道府県は、感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、政府と連携して、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

4. その他留意事項等

- 感染が急速に拡大し、医療提供体制の逼迫が見込まれる場合等においては、対象者全員検査等を活用しないことも可能とする。また、重点措置区域である都道府県又はその他の都道府県において、行動制限の緩和に際し、都道府県知事の判断により、飲食店等の事業者等に、対象者全員検査の実施又はワクチン・検査パッケージ制度の適用のいずれか一方を選択させることも可能とする。
- 都道府県において、感染状況に応じて、国として示した目安より厳しい基準を設定し得ることに留意し、各地域の感染状況等に応じて、各 都道府県が適切に判断すること。

その際は、各都道府県における取組の内容が公表されるまで内容が 一般に明らかになっていないことから、要請等の速やかな公表及び適 切な周知期間の設定について特に留意されたい。

- 本事務連絡で示した取組よりも緩やかな取扱いを行う場合には、慎重に検討するとともに、仮にそのような取扱いをしようとする場合には、あらかじめ国と十分に連携すること。
- 関係府省庁は、所管団体及び独立行政法人等に対し、事業者において別紙4及び別紙5の感染防止策が実施されるよう、基本的な感染防止策や業種別ガイドライン等の内容を再点検し、必要に応じて、感染防止策の見直しや業種別ガイドラインの策定及び改訂を行うよう促すこと。また、関係団体による業種別ガイドラインの策定及び改訂に際しては、感染防止策に資する情報を適時適切に提供すること。なお、関係団体の自主的な取組であることに留意すること。都道府県は、関係団体及び都道府県内事業者に対し、事業者において別紙4及び別紙5の感染防止策が実施されるよう、基本的な感染防止策を再点検し、必要に応じて、感染防止策の見直しを行うよう促すこと。
- まん延防止等重点措置を終了する都道府県においても、地域における 感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況など、地域の 実情を踏まえ、法第24条第9項に基づく措置やオミクロン株の特徴 を踏まえた感染防止策等を引き続き実施すること。
- 都道府県は、法第24条第9項に基づき、事業者に対して、業種別ガ

イドラインを遵守するよう要請を行うこと。

● 関係府省庁及び都道府県は、令和4年3月11日の新型コロナウイルス感染症対策分科会の中間とりまとめ「地方公共団体や民間事業者等によるワクチン接種歴や検査結果確認の取組の考え方について」を踏まえ、飲食、イベント、旅行等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する地方公共団体や民間事業者等による取組を推奨すること。

感染状況に応じたイベント開催制限等について

		安全計画策定 (注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人又は収容定員50%のいずれ か大きい方
の区域	収容率上限 (注 2)	100%(注4)	大声なし : 100% 大声あり : 50%
重点措置区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人
	収容率上限 (注 2)	100%(注4)	大声なし : 100% 大声あり : 50%
	時短	原則要請なし(注5)	原則要請なし(注5)
緊急事態 措置区域	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注6) (注7)	5,000人
	収容率上限 (注 2)	100%(注4)	大声なし : 100% 大声あり : 50%

- ※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能
- (注1)参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)
- (注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)
- (注3)地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする
- (注4) 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
- (注5) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
- (注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする
- (注7) 都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

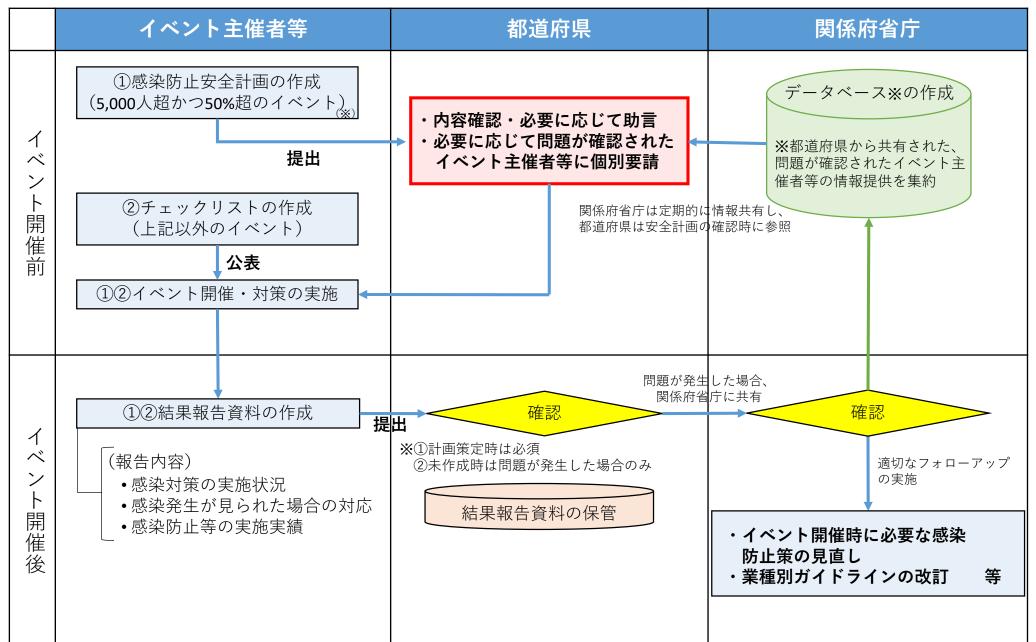
項目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制(マスク着 用や大声を出さないこ と)の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、大声を出さないこと(「大声あり」のイベントの場合は除く。)や適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の正しい着用を周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる *大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 *大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 *飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 *マスクの着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。
②手洗、手指・施設消毒 の徹底	□ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の 設置や場内アナウンス等の実施) □主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	□機械換気による常時換気又は窓開け換気 * 必要な換気量(一人当たり換気量30m³/時を目安)を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安(二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的) * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに相対湿度の目安は40-70% * 屋外開催は除く

項目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 *入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 *「大声あり」の場合、座席間は1席(立席の場合できるだけ2m、最低1m)空けること。
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛 *発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討)

項目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	□有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控えるなど日常からの出演者(演者・選手等)の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検 査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く)
⑦参加者の把握・管 理等	□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービス(BluetoothやQRコードを用いたもの等)を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定されている場合)を遵守すること。

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域おいては5,000人超のイベント

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について(抄)

第12回新型コロナウイルス 感染症対策分科会提言

Ⅲ. オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

【事業所】

- 〇事業所については、その形態は様々であるが、社会機能の維持の観点から感染を防ぐためにも、オミクロン株の特徴として感染・伝播性が高いことを踏まえ、三密を避ける行動を徹底すべきである。また、緊急事態宣言や都道府県による"レベル3"への引き上げを待つことなく、以下の感染防止策を前倒しで実施していくべきである。その際、対面を必要とする業務なのか等業務内容に合わせて対策を講じるべきである。
- ・緊急事態宣言の発出を待つことなく、職場への出勤に関して、業務継続の観点からも、在宅勤務(テレワーク)の活用等 による出勤者数の削減の目標を前倒して設定すること。
- ・感染が拡大している地域への出張は、マスクの着用等基本的な感染対策を徹底し、感染リスクの高い行動は避けること。
- ・職場や現場における基本的な感染防止策を徹底すること。特に飛沫のかかる物品・設備の共用や使いまわしの回避、使用 前後の消毒は徹底すること。
- ・休憩室、更衣室、喫煙室等における飲食や会話の自粛、適切な(使用人数に応じた定期的な)換気、三密回避を徹底 すること。
- ・食堂や寮など職員の交わりが想定される場面での対人距離の確保、適切な換気、共用部分の消毒を徹底すること。
- ・従業員の体調管理(日々の検温、必要に応じた検査等)を徹底すること。
- ・大人数・大声の場面が想定される懇親会等は自粛・延期すること。
- 〇事業継続が求められる業種に係る業務継続計画(BCP)の確認、重要業務の特定、体制の整備、必要物資の備蓄等を進めるべきである。

効果的な換気のポイント 第17回新型コロナウイルス 感染症対策分科会提言

- 1. 効果的な換気(必要な換気量の確保と空気の流れの配慮)
 - 1-1 必要な換気量の確保は感染対策の基本(必要な換気量の確保)
 - 〇機械換気による常時換気を。定期的な機械換気装置の確認やフィルタ清掃等も重要。 機械換気は強制的に換気を行うもので、2003年7月以降は住宅にも設置。通常のエアコンには換気機能がないことに留意
 - ○機械換気が設置されていない場合、窓開け換気を行う。 2 方向を窓開けると換気効果が大きい。外気条件を考慮し室内環境に配慮して換気方法を選択。室内環境の目安は、温 度18℃~28℃、相対湿度40%~70%が望ましい。
 - 〇必要な換気量(一人当たり換気量30m³/時を目安)を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下に維持(※1) 必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器 (COゥセンサー) の活用が効果的。
 - (※1)二酸化炭素濃度1,000ppm以下については目安であり、適切な換気や気流となっていることが重要。
 - 〇必要な換気量を確保できない場合、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPAフィルタ付きの空気清浄機(※2) の使用も考えられる。
 - (※2) 高性能微粒子(HEPA) フィルタ付空気清浄機:空気中に浮遊する0.34mの微粒子の99.97%以上を除去することが 可能。空気清浄機は二酸化炭素濃度を下げることはできないことに留意。
 - 1-2 感染を防ぐための空気の流れの作り方(空気の流れの配慮)
 - 〇十分な外気の取り入れ・排気とあわせ、空気の流れにより局所的に生じる空気のよどみを解消。 エアロゾルの発生が多いエリアから排気して、反対側から外気を取り入れると、浮遊するエアロゾルを効果的に削減す ることが出来る。
 - 〇空気の流れを阻害しないパーティションの設置 空気の流れを阻害する高いパーティションや天井からのカーテンなどは空気の流れに対して平行に配置し、空気の通り 道を設ける。
 - 目を覆う程度の高さのパーティションは、横の人との距離を1m程度以上確保できる場合は、3方向を塞がないようにす る。

事 務 連 絡 令和4年7月15日

各都道府県知事 殿 各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その6)

令和4年7月 15 日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)が一部変更され、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年7月 15 日事務連絡)において、感染防止策として「効果的な換気のポイント」を追加する等の一部見直しを行ったところである。

各都道府県並びに各府省庁においては、基本的対処方針及び本事務連絡等を 踏まえ、対応をお願いしたい。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、イベント開催 時に必要な感染防止策の項目等について変更があり得ることに留意されたい。

|1. 安全計画について|

(1)概要(別紙1を参照)

参加人数が 5,000 人超かつ収容率 50%超のイベント(※1、2、3) を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策の各項目を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの。

安全計画を策定しないイベントについては、引き続き、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者等が HP 等で公表し、イベント終了日から 1 年間保管することとする。

- (※1) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県おいては 5,000 人超の イベント。
- (※2) 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が 5,000 人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人とが触れ合わない程度の 間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

(※3)「イベント」については、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域やまん延防止 等重点措置区域である都道府県において、遊園地やテーマパーク等を含めることがで きる。

(2) 感染防止策の項目 (別紙2参照)

以下の①~⑦の項目について、具体的な感染防止策を安全計画に記載する。なお、各都道府県において、各地域の感染状況等に応じて、項目を追加することは 差し支えない。

- ① 飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底 適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の正しい着用や大声を 出さないことの周知・徹底等
 - (※)マスクの着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ない。
- ② 手洗、手指・施設消毒の徹底 こまめな手洗や、手指・施設内の消毒の徹底等
- ③ 換気の徹底機械換気による常時換気又は窓開け換気
- ④ 来場者間の密集回避 入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施等
- ⑤ 飲食の制限 飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえ た十分な対策)の徹底等
- ⑥ 出演者等の感染防止策 有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控えるな ど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理の徹底等
- ⑦ 参加者の把握・管理等 チケット購入時又は入場時の連絡先把握やアプリ等を活用した参加者 の把握等イベント前後の感染防止の注意喚起等

2. 都道府県及び府省庁における対応事項(別紙3~5参照)

(1)都道府県

【事務手続】

① 本事務連絡の内容について、広く周知を行い、安全計画の策定を希望するイベント主催者等(※1)が、イベント開催日の2週間前までを目途に都道府県に提出する(※2)よう促すとともに、提出後に計画の変更

が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から都道府県に連絡・相談するよう促すこと。なお、イベント主催者等がチケット販売を見据え、時間的余裕をもって安全計画を提出し得ることに留意し、都道府県は、イベント開催の2週間前よりも前に提出があった場合にも、原則、提出があった時点で、受け付けること

(※1) イベント主催者等は、安全計画の提出に当たっては、必要に応じて専門家への事前確認や関係各府省庁への共有を行うこと。

(※2) 一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括して提出可。

- ② 安全計画の内容について、以下の点の確認を行い、感染防止策として不十分であると判断した場合は、イベント主催者等に対して必要な助言等を行う(※)こと。その際、イベント主催者等の事情に配慮し、安全計画提出後、原則1週間以内を目途に連絡すること。提出後に計画の変更があった場合においても、可能な限り柔軟に対応を行うこと
 - (※)本事務連絡2(2)②の「問題が発生したイベント主催者等」から提出された 安全計画については、十分に確認すること。

<確認事項>

- ○基本的感染防止策の全項目にチェックが入っているか。
- 〇項目ごとに具体的に記述された内容が、以下の観点を参考に、有効かつ実現可能なものとなっているか。

(観点)

- イベントの規模に対する妥当な感染防止策の規模か。
- (例:消毒液設置数や誘導スタッフの数、参加見込者や出入口数に見合った分散入退場の計画(分割単位や開場時間等)が妥当か)
- ・有効な感染防止策となっているか。

(例:チェックした項目に対して妥当な対策となっているか)

- 計画だけでなく実効性が担保された感染防止策となっているか。
- (例:イベント前後やイベント中に確実に実行できる内容か。)
- ・イベントや利用施設に固有のリスクがある場合、それらのリスク分析や対策がなされているか。
- (例:大声での応援等が起こり得るイベントを想定した大声抑止策や 換気設備、開催スケジュールを考慮した換気の計画となっているか)
- ・対象者全員検査を実施する場合は、具体的な確認方法について、実 行可能性が十分か。

- (例:利用見込者数に対して十分な受付窓口やスタッフ数、受付時間があるか)
- ・有識者から助言を受けている場合は、その助言内容を踏まえた感染 防止策となっているか。
- ③ 対象者全員検査を実施するイベントについて、イベント主催者等は、 その旨を明記した安全計画を提出することによって、対象者全員検査 を実施する旨を都道府県に登録したとみなすこととし、都道府県は登 録のあったイベント主催者等の一覧をホームページ等で公表するなど、 利用者に周知すること。
- ④ イベント終了後、1か月以内を目途に、結果報告書を都道府県に提出する(※)ようイベント主催者等に対して促すこと。
 - (※) 一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、 一括して提出可。
- ⑤ 問題が発生(クラスター発生、感染防止策の不徹底等)した場合は、イベント主催者等に対し、直ちに結果報告書を都道府県に提出させるとともに、関係府省庁に共有すること。

(2) 関係府省庁

【事務手続】

- ① 本事務連絡の内容について、所管する業界等に広く周知を行い、安全計画の策定を希望するイベント主催者等(※1)が、イベント開催の2週間前までを目途に都道府県に提出する(※2)よう促すとともに、提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から都道府県に連絡・相談するよう促すこと。
 - (※1) イベント主催者等は、安全計画の提出に当たっては、必要に応じて専門家への事前確認や関係各府省庁への共有を行うこと。
 - (※2)一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、 一括して提出可。
- ② 本事務連絡 2. (1) ⑤の「イベント主催者等」の情報を集約し、適宜、 全都道府県へ共有を行うこと。

「感染防止安全計画」の概要

- 「<u>感染防止安全計画(以下「安全計画」)</u>」は、参加人数が<u>5,000人超かつ収容率50%超のイベント</u>(※)を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が<u>具体的な感染防止策を検討・記載</u>し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、**感染防止策の実効性を担保**するもの。
- イベント開催後、主催者等は結果報告書を都道府県に提出。問題発生時は都道府県から関係府省庁に共有し、関係府省庁は 所管する業界等に対し原因究明や改善策を求めるなど、PDCAサイクルを確立。
- 感染防止策として「効果的な換気のポイント」を踏まえた修正等を実施。
- (※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域おいては5,000人超のイベント。「イベント」については、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県において、遊園地やテーマパーク等を含めることができる。

	安全計画	
対象となる イベント参加人数	5,000人 超かつ 収容率50% 超	
	□ 安全計画 提出 (※1、2) (※1) 一定期間に反復的に同一施設を使用して同様のイベントを実施する場合には、一括 □ 結果報告提出 (※3) (※2) 緊急事態措置の発令時に、上限人数を超えて、収容率100%での開催をしようとする 場合は、安全計画の中に対象者全員検査の実施にかかる手順等を盛り込むこととする (※3) 原則提出。(同様のイベントを実施する場合は一括して提出可。ただし問題発生時に速やかに提出。)	
必須	(基本的対策例) ▶ マスク着用の徹底 基本的対策の内容を業種別ガイドライン等を参考にしつつ、 具体的に記述し、必要に応じて専門家に確認する (安全計画) 記述欄 観戦区画ごとに警備員を○名配置し、マスク未着用者を個別に注意。程度に応じて退場。	

<補足①> 収容率100% (大声無し) とする場合の取扱い

「5,000人超かつ50%超のイベント:安全計画策定、それ以外のイベント:チェックリスト公表」で担保

(※) 収容人数に関わらず、開催後に大声の発生が確認された場合は、今後のイベントは収容率を50%とするなど、厳しい措置を講じる。

<補足②>安全計画を策定しないイベントの取扱い

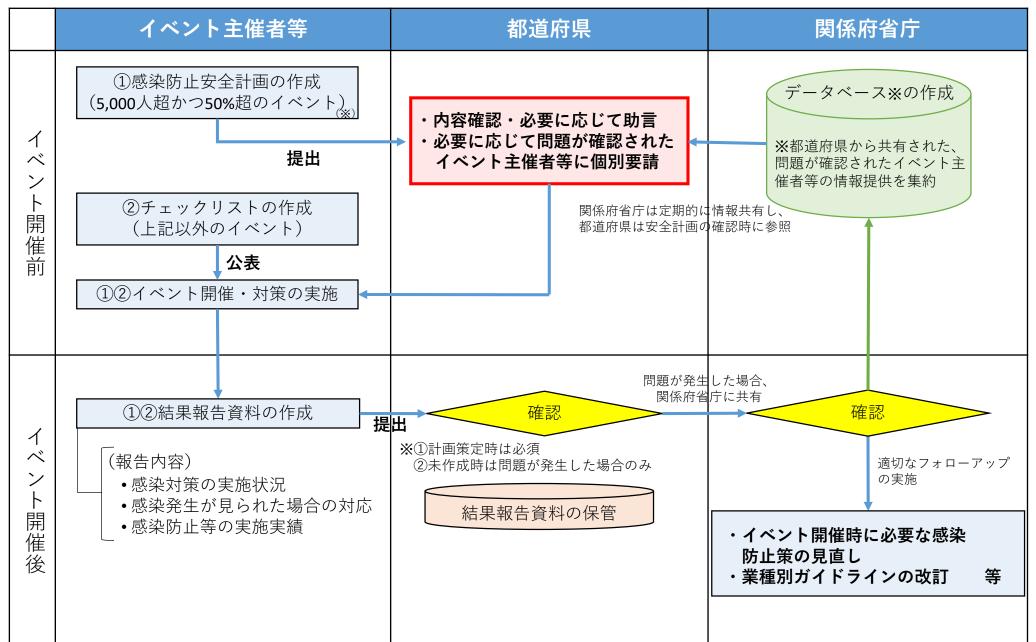
チェックリスト公表。問題が発生した場合は、都道府県、関係府省庁に結果報告資料を提出。

項 目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
①飛沫の抑制 (マスク着用 や大声を出 さないこ と)の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる * 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。	 ○マスクを着用しない者や大声を出す者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施・マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客の退場措置の事前準備・周知(チケット購入時の約款に明記等)。 ・応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。 ・警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底のための実施計画。 ○新たな鑑賞・応援方式を根付かせるための取組の工夫(演者からの呼びかけ等)
②手洗、手指 ・施設消毒 の徹底	□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入 □等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内 アナウンス等の実施) □主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部 等)の定期的かつこまめな消毒の実施	○具体的な手洗場、手指消毒液の設置場所、 準備個数等の計画の検討・実施○施設内の消毒(箇所・頻度等)の計画の検 討・実施○アナウンス等での手洗・手指消毒の呼びかけ
③換気の徹底	□機械換気による常時換気又は窓開け換気 * 必要な換気量(一人当たり換気量30m³/時を目安)を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安(二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的) * 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け * 機械換気、窓開け換気ともに相対湿度の目安は40-70% * 屋外開催は除く	○各施設の設備に応じた換気 ・施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 ・二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 ・換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス

項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
④来場者間の 密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 *入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 *「大声あり」の場合、座席間は1席(立席の場合できるだけ2m、最低1m)空けること。	 ○開場時間の前倒しや時間差・分散退場の実施、交通機関との連携(駅付近の混雑度データを踏まえた増便等)による誘導計画 ○密になりやすい場所での足形マークの設置、マーキング、誘導員等の配置による誘導等の実施計画 ○二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な誘導 ○収容率を踏まえた、密集回避に適した観客席の座席配置の工夫
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛 *発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討)	○飲食可能エリアにおける飛沫感染等を低減する具体的な感染防止策の策定○飲食・アルコールを必要最小限に抑える方策の検討・実施○安全なイベント開催のための、飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前に周知

項目	基本的な感染対策	感染防止安全計画に記載する具体的な対策例
⑥出演者等の 感染対策	□有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は 出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッ フ等の健康管理を徹底する *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する 出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに 対処する *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演 者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必 要に応じた検査等の対策が必要。 □出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩 時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘 導スタッフ等必要な場合を除く)	 ○日常から行う出演者やスタッフ等の健康管理方法の検討・出演者やスタッフ等の必要に応じた検査の実施。・健康アプリの活用等。 ○出演者やスタッフ等と観客の接触防止策(動線計画・ファンサービスの自粛等)の策定、出演者やスタッフ等及び観客双方への呼びかけ
⑦参加者の把 握・管理等	□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 *接触確認アプリ(COCOA)や各地域の通知サービス (BluetoothやQRコードを用いたもの等)を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起	○チケット購入時の参加者の連絡先把握 ○COCOAや各地域の通知サービス等による来場者情報の把握・管理手法の確立(アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討) ○イベント前後の感染対策に関する具体的な措置・警備員による公共交通機関への誘導等。 ○検温・検査実施のための体制・実施計画 ○有症状者の入場を防止できるキャンセルポリシーの整備

感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフロー



(※) 緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域おいては5,000人超のイベント

安全計画のフォーマット (例) です。様式を指定するものではなく、各都道府県において適宜、修正・加工し、計画策定に活用いただきますようお願いいたします。

別紙4

感染防止安全計画

1. 開催概要 ※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント	名 (開催案内等のURLがあれば記載)		
出演者・			
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください		
開催会場	。 (会場のURL等があれば記載)		
会場所在	地		
主催者			
所在地	<u>b</u>		
連絡先	E (電話番号、メールアドレス)		
収容率 (上限)	口 収容定員あり 口 収容定員なし 100% 人と人が触れ合わない程度の間隔		
	いずれかを選択(いずれも大声がないことを担保)		
収容定員	00,000人 —		
参加人数	200,000人		
対象者全 検査の実	- 10 緊急事態措置区域・人数上限 10 000 人を収容定員まで緩和		
その他 特記事項	<u> </u>		

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは 「大声あり」に該当するものとする。

2. 具体的な対策

①飛沫の抑制(マスク着用や大声を出さないこと)の徹底

くチェック項目>

- □ 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の正しい着用(※1)や大声(※2)を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる
 - (※1)マスクの着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。 なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行 わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。
 - (※2) 大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。

く具体的な対策>

<記載項目(例)>

- ▶ マスクを着用しない者や大声を出す者に対する個別注意等の具体的 方法の検討・実施
 - ▼スクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客の退場措置の 事前準備・周知(チケット購入時の約款に明記等)。
 - 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。
 - 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底の ための実施計画。
- 新たな鑑賞・応援方式を根付かせるための取組の工夫(演者からの呼びかけ等)

(記載欄)

②手洗、手指・施設消毒の徹底

くチェック項目>

- ロ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施)
- □ 主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこま めな消毒の実施

く具体的な対策>

<記載項目(例)>

- > 具体的な手洗場、手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施
- ▶ 施設内の消毒(箇所・頻度等)の計画の検討・実施
- ▶ アナウンス等での手洗・手指消毒の呼びかけ

③換気の徹底

くチェック項目>

□ 機械換気による常時換気又は窓開け換気

<具体的な対策>

<記載項目(例)>

- ▶ 各施設の設備に応じた換気
 - 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な 換気
 - 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した 換気状況を確認するための手法の検討・実施
 - 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス

④来場者間の密集回避

くチェック項目>

- □ 入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施
- □ 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等 の体制構築
- ロ 人と人とが触れ合わない間隔の確保

く具体的な対策>

<記載項目(例)>

- ▶ 開場時間の前倒しや時間差・分散退場の実施、交通機関との連携(駅付近の混雑度データを踏まえた増便等)による誘導計画
- 密になりやすい場所での足形マークの設置、マーキング、誘導員等の 配置による誘導等の実施計画
- ▶ 二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な 誘導
- ▶ 収容率を踏まえた、密集回避に適した観客席の座席配置の工夫

⑤飲食の制限

くチェック項目>

- □ 飲食時における感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底
- ロ 飲食中以外のマスク着用の推奨
- □ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛(ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない)
- □ 自治体の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討)

<具体的な対策>

<記載項目(例)>

- ▶ 飲食可能エリアにおける飛沫感染等を低減する具体的な感染防止策 の策定
- ▶ 飲食・アルコールを必要最小限に抑える方策の検討・実施
- ▶ 安全なイベント開催のための、飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前に周知

⑥出演者等の感染対策

くチェック項目>

- □ 有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する
- □ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の 関係者間での感染リスクに対処する
- □ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く)

<具体的な対策>

<記載項目(例)>

- ▶ 日常から行う出演者やスタッフ等の健康管理方法の検討
 - 出演者やスタッフ等の必要に応じた検査の実施
 - 健康アプリの活用等
- ▶ 出演者やスタッフ等と観客の接触防止策(動線計画・ファンサービスの自粛等)の策定、出演者やスタッフ等及び観客双方への呼びかけ

- (2) 000000000 00000000000000000000000

⑦参加者の把握・管理等

くチェック項目>

- ロ チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握
- 口 入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止
- ロ 時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起

<具体的な対策>

<記載項目(例)>

- ▶ チケット購入時の参加者の連絡先把握
- ▶ COCOA や各地域の通知サービス等による来場者情報の把握・管理手法の確立(アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討)
- ▶ イベント前後の感染対策に関する具体的な措置
 - 警備員による公共交通機関への誘導等。
- ▶ 検温・検査実施のための体制・実施計画
- ▶ 有症状者の入場を防止できるキャンセルポリシーの整備

- ※提出時には、イベントのチラシや計画書等(既存資料)、参考とした業種別 ガイドライン等も添付してください。

3~4は、該当する場合のみ記載してください。

- 3. 対象者全員検査の実施に関する実施計画
- ※緊急事態措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催を しようとする場合に記載
- ※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和4年1月7日変更)における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」(令和4年1月7日付け事務連絡)等を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

3	チェックしてください。
	「検査結果」のいずれも対象としている。
	実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。 (記載欄)
	「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。 (記載欄)
	抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける 抗原定性検査の実施要綱」(令和3年11月19日付け事務連絡)に従い、 適切に実施している。
	その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従 い、適切に実施している。
4.	専門家との調整状況 ※専門家の事前確認を受けた場合に記載

(氏名)

主な助言内容:

助言を受けた専門家:(所属)

別紙5

【第2版(令和4年7月版)】

開催 本項目では、チェックリストを記入する前に、イベント の情報をご登録ください。				
イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)			
出演者・ チーム等				
) — Д —	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)			
開催日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分 (複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。)			
開催会場				
会場所在地				
主催者				
主催者 所在地				
主催者 連絡先	(電話番号) (メールアドレス)			
収容率	100% (※) 人と人とが触れ合わない 大声なし) 程度の間隔			
(上限)	□ 50% (※)□ 十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)			
収容人数	00,000			
参加人数	00,000			
その他 特記事項	(大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わない ことを担保する具体的な対策を記載ください。)			

(※)大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

1

感染防止策チェックリスト

【第2版(令和4年7月版)】

基本的な 感染防止 イベント開催時には、下記の項目(イベント開催時の必要な感染防止策)を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントご との具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

①飛沫の抑制(マスク 着用や大声 を出さない こと)の徹 底	【大声なしの場合】 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制する ため、大声(※)を出さないこと(「大声あり」のイベントの場合は除く。)や適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の 正しい着用を周知・徹底し、そうした行為を する者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。 (※)大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。 【大声ありの場合】 「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。				
②手洗、手 指・施設消 毒の徹底	□ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す(会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。)。 □ 主催者側による施設内(出入口、トイレ、共用部等)の定期的かつこまめな消毒の実施。				
③換気の徹 底	□ 機械換気による常時換気又は窓開け換気。				
④来場者間 の密集回避	□ 入退場時の密集を回避するための措置(入場ゲートの増設や時間差入退場等)の実施。 □ 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。 □ 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保				

感染防止策チェックリスト

【第2版(令和4年7月版)】

基本的な 感染防止

イベント開催時には、下記の項目(イベント開催時の 必要な感染防止策)を満たすことが必要です。

※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントご との具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

⑤飲食の制 限	 □ 飲食時の感染防止策(飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策)の徹底。 □ 飲食中以外のマスク着用の推奨。 □ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外(例:観客席等)は自粛。 □ 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断(提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。)。 			
⑥出演者等 の感染対策	□ 有症状者(発熱又は風邪等の症状を呈する者)は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。 □ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 □ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(誘導スタッフ等必要な場合を除く。)。			
⑦参加者の 把握・管理 等	□ チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。 □ 入場時の検温、有症状(発熱又は風邪等の症状)等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。 □ 時差入退場の実施等イベント前後の感染防止の注意喚起。			

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン(該当する業種において策定 3 されている場合)を遵守すること。

イベント結果報告フォーム 別紙 6

○イベントの情報(公表する場合、*については適宜)

イベント名	
出演者、チーム	
開催日時	
主催者	
主催者所在地(都道府県) *	
主催者所在地(市区町村) *	
主催者所在地(番地等) *	
開催会場(名前)	
都道府県	
都道府県コード	
会場所在地(市区町村)	
会場所在地(番地等)	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数(不明の場合は"ー"を入力)	
催物の類型	
安全計画策定の有無	

○感染者の参加 →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人(○月○日時点)
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因	
※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	
	不使用欄(LOOP便官のため白字入力済)

○感染防止策不徹底(感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む)

感染防止策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 (具体的行動、スケジュール)	